

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業 に関する基本協定書（案）

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業（以下「本件事業」という。）に関し、国立大学法人京都大学（以下「甲」という。）と グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、京都大学（北部）総合研究棟（農学部総合館）（以下「本件施設」という。）設計、改修工事、維持管理及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第 2 条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の入札手続における審査委員会及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

（事業予定者の設立）

第 3 条 乙は、本基本協定締結後[平成 年 月 日まで / 速やか]に、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、入札参加グループの構成員（以下「乙の構成員」という。）は、必ず事業予定者に出資しなければならず、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の 2 分の 1 を超えなくてはならない。[（落札者が単独企業の場合）前項の場合、乙は、必ず事業予定者に出資しなければならず、乙が保有する議決権は、事業予定者の総株主の議決権の 2 分の 1 を超えなくてはならない。]

（株式の譲渡）

第 4 条 乙は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務の委託、請負)

第 5 条 事業予定者は、本件施設の設計に係る業務を に、改修工事に係る業務を に及び維持管理に係る業務を にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、本基本協定締結後平成 年 月 日までに、前項に定める本件施設の設計、改修工事及び維持管理に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。

3 第 1 項により事業予定者から本件施設の設計、改修工事及び維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第 6 条 甲及び乙は、本基本協定締結後平成 年 月 日までに、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙 2 の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。

(準備行為)

第 7 条 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第 8 条 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲並びに乙の構成員及び協力会社がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

国立大学法人京都大学
学長 尾池 和夫

グループ
(代表企業)
会社
代表者
(構成員)

会社
代表者

(構成員)

会社
代表者

(協力会社)
会社
代表者

別紙1 出資者保証書の様式

平成 年 月 日

国立大学法人京都大学
学長 尾池和夫様

出 資 者 保 証 書

国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)及び[SPC名称](以下「事業者」という。)と間で、平成 年 月 日付けで締結された京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業事業契約(以下「本契約」という。)に関して、落札者である 会社、 会社及び 会社(以下「当社ら」と総称します。)は、本日付をもって、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成 年 月 日に、商法(明治32年3月9日 法律第48号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の総株主の発行済株式の総数は 株であること。
(2) 落札者の保有する事業者の株式の総数は 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。
(3) 落札者でない者が保有する事業者の株式の総数は 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。
事業者が種類株を発行する場合は、種類株式の内容に応じた記載内容に変更いたします。
- 3 事業者が、本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有す

る事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を大学に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに大学に提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成 年 月 日付けで甲と グループの間で締結された基本協定書第3条第2項に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上

会社
代表者

会社
代表者

会社
代表者

別紙 2 誓約書の様式

平成 年 月 日

国立大学法人京都大学
学長 尾池 和夫 様

誓 約 書

国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)及び[SPC名称](以下「事業者」という。)と間で、平成 年 月 日付けで締結された京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業事業契約(以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、 株であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し大学に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で大学に通知し、その承諾を得ること。

以上

住所
氏名 会社
代表者

